

※令和6年3月の定例記者会見において、制度導入を正式発表しますので、それまでの間は取扱いに御注意願います。

パートナーシップ宣誓制度の導入について

本市では、市民一人一人が人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現をめざすため、性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にする旨を宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付する「パートナーシップ宣誓制度」を検討しておりました。

この度、本制度について草津市人権擁護審議会からいただいた答申やパブリックコメント等の内容を踏まえ、令和6年4月1日から制度導入します。（令和6年4月1日要綱制定・施行）。

1 パートナーシップ宣誓制度とは

(1) 概要

パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティである2人が、市長に対してパートナーシップ関係にある旨の宣誓をし、市が宣誓書受領証等を交付する制度です。

この宣誓書受領証等は、提示等により法律上の結婚と同等の効果（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この制度を通して、性の多様性や性的マイノリティの方々への理解が深まり、誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。

【用語】

○性的マイノリティ

性自認（自己の性別についての認識のこと）が出生時に判定された性と一致しない者または性的指向（自己の恋愛または性愛の対象となる性別についての指向のこと）が異性に限らない者

○パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである2人の者の関係

(2) 宣誓を行うことができる方

宣誓をされるお二人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ①双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- ②双方または一方が市内に住所を有している（宣誓の日から本市への転入を3か月以内に予定している場合を含む。）こと。
- ③双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- ④双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- ⑤双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

く。

(3) 手続きの流れ

①事前予約（電話・FAX・メール）

宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認をします。

②パートナーシップ宣誓

予約日時に、必要書類を持参し、お二人で来庁し宣誓。

③受領証等の交付

審査のうえ、不備等がない場合は、受領証等を交付。

2 受領証等の利用について

市の対象窓口でご提示いただくと、配偶者同等の取扱い対応が受けられる場合があります。対象窓口や概要は、今後、市のホームページで順次公表を行います。

また、一部の企業では、死亡保険金の受取や携帯電話会社の家族割適用、映画館の夫婦割引等のようなサービスが導入されています。（サービス導入の有無は、企業によって異なりますので、事前にご利用の企業へご確認ください。）